



ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2018-11

(愛称：プライムOne2018-11)

単位型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）

※課税上は株式投資信託として取り扱われます※当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドは2018年11月30日に約270億円で設定され運用を開始し、同日ゴールドマン・サックス社債の買い入れが約定しました。当資料では、ゴールドマン・サックス社債の発行条件の概要と運用開始時における国際分散投資戦略指数の資産構成をご説明いたします。

ゴールドマン・サックス社債の概要

◆ 発行日	2018年12月5日
◆ 償還日	2028年12月4日
◆ 償還期間	約10年
◆ 発行価格	100円
◆ 固定クーポン	0.39%
◆ 連動率*	100%

*実績連動クーポンの算出時に用いる値。

※発行条件は2018年12月3日時点

出所：ゴールドマン・サックス証券のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

ゴールドマン・サックス社債の金利感応度* (2018年12月3日時点)

0.0876円

*金利感応度とは、0.01%の円金利変動に対する債券価格の変動性を意味するものです。

国際分散投資戦略指数の資産構成比率 (2018年12月3日時点)

資産クラス		国・地域	対象資産	構成比率
株式	国内株式	日本	TOPIX先物	1.5%
		米国	S&P 500種指数先物 (E-mini)	1.9%
	先進国株式	欧州	ユーロ・ストックス50指数先物	1.4%
		英国	FTSE100指数先物	1.0%
		カナダ	S&P トロント60指数先物	1.1%
		豪州	S&P/ASX200指数先物	9.2%
		スイス	スイス SMI指数先物	2.0%
		スウェーデン	OMX ストックホルム30指数先物	0.6%
		香港	香港ハンセン指数先物	0.9%
債券	国内債券	日本	日本10年国債先物	2.8%
	先進国債券	米国	米国10年国債先物	6.8%
		ドイツ	ドイツ10年国債先物	20.7%
		英国	英国10年国債先物	13.1%
		カナダ	カナダ10年国債先物	9.4%
		豪州	豪州10年国債先物	2.1%

※資産構成比率は国際分散投資戦略指数の想定元本に対する割合です。

※実質的な資産構成比率は100%を超える場合があります。

出所：ゴールドマン・サックス証券のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P7のご注意事項等をご確認ください。

ファンドの特色

1. ファンドはゴールドマン・サックスが発行する円建債券*1（以下、ゴールドマン・サックス社債）に高位に投資*2し、設定日から約10年後の満期償還時の当ファンドの償還価額*3について、元本確保をめざします*4。

- *1 ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。
- *2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。
- *3 ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。
- *4 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

2. ファンドは国際分散投資戦略指数の収益率により決定されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

- 国際分散投資戦略指数は、アセットマネジメントOne株式会社が独自に開発した計量モデルに基づき算出されます。
- 国際分散投資戦略指数は、株価指数先物（日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等）、債券先物（日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等）で構成されます。
- 国際分散投資戦略指数は目標リスク水準を年率3%程度とします。
※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率3%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。
- ゴールドマン・サックス社債の利金は固定クーポンに実績連動クーポンを加えて算出されます。
 - ・固定クーポンは、每期一定水準支払われます。
 - ・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来*5の国際分散投資戦略指数の1年当たりの収益率（累積収益率を経過年数で割った率）にほぼ連動する水準*6に決定します。
- *5 運用開始基準日は2018年12月3日です。
- *6 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

3. ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等*7を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に分配を行うことをめざします。

- *7 信託報酬（成功報酬を含む）およびその他の費用等です。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

●当ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則で定める比率（10%）を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

●当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、当該債券の発行体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができません。

ファンドの投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

価格変動リスク

<債券>

金利の変動は、公社債等の価格に影響を及ぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドが投資する円建債券は、国際分散投資戦略指数の収益率に基づき每期クーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、国際分散投資戦略指数の収益率が低下することにより今後のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

<国際分散投資戦略指数>

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる国際分散投資戦略指数の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- ・国際分散投資戦略指数は内外の株価指数先物および債券先物により構成され、資産配分されます。構成比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する要因となります。
- ・国際分散投資戦略指数については、内外の株価指数先物・債券先物取引をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する可能性があります。
- ・国際分散投資戦略指数の実質的な構成対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、国際分散投資戦略指数の収益率が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資するゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル発行の円建債券はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行います。ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。

銘柄集中リスク

ファンドは特定の債券（単一銘柄）を組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。

流動性リスク

当ファンドが投資する円建債券は、市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、円建債券の発行体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することがあります。

早期償還リスク

当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行（デフォルト）となった場合、または法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

＜投資対象とする債券が債務不履行（デフォルト）となる主な場合＞

1. 発行体および保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 発行体および保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
3. 発行体の解散もしくは清算の命令がなされたか、発行体の解散もしくは清算のための有効な決議が可決された場合（ただし、支払能力がある時点で行われる合併、組織再編もしくはリストラクチャリングを目的としてまたはこれらの手続きに従って行われる場合を除く。）
4. 承継発行体（ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクもしくはその完全子会社に限られます。）が債券の発行要項に従って発行体のすべての債務を承継した場合には、当該承継発行体について、当該承継発行体の設立法域の法律に基づき、または当該承継発行体が倒産手続きに関するEU規則（Council Regulation (EC) No. 1346/2000）上の「主たる利益の中心」（"centre of main interest"）を有する国の法律に基づき、上記3に記載の事由と類似の効果を持つ事由が生じた場合

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

その他の留意点

- 国際分散投資戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、主要投資対象とする債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。この場合、分配を行わない場合があります。
- 税率の引き上げ、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用が発生した場合には、ファンドの償還価額は投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- 当ファンドは、中途解約した場合、換金価額が投資元本を下回る可能性があります。
- 当ファンドは、保有期間中に基準価額が1万円を下回る場合があります。

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、基準価額は当該債券の価格変動の影響を受けます。



※上記はイメージであり、当ファンドの基準価額の推移を示したものではありません。

ゴールドマン・サックス社債の債券価格の主な下落要因は次のとおりです。

- ①国内金利の上昇
- ②発行体等の信用リスクの悪化に伴う信用スプレッドの拡大
- ③国際分散投資戦略指数のパフォーマンス下落

お申込みメモ

※当ファンドの購入申込期間は終了しています。

換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
換金申込不可日	東京証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所、Eurex取引所、インターコンチネンタル取引所、TMXモントリオール取引所、オーストラリア証券取引所、スイス証券取引所、Nasdaq OMX Nordic取引所、香港先物取引所のいずれかの休業日または、5月1日、12月24日に該当する日には受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2028年12月11日まで（2018年11月30日設定）
繰上償還	投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合や、当該債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回るようになった場合、国際分散投資戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が変更・停止等された場合、やむを得ない事情が発生した場合等には、償還することがあります。
決算日	毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日：2019年12月10日
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。
課税関係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

※ P7のご注意事項等をご確認ください。

お客さまにご負担いただく手数料等について

下記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ご換金時													
換金時手数料	ありません。												
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額												
保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます）													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>運用管理費用は、以下の①と②の合計額とします。</p> <p>①基本報酬額 ファンドの日々の信託財産の元本総額に対して年率0.378%（税抜0.35%）以内*1 *1 有価証券届出書提出日現在：年率0.378%（税抜0.35%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳（税抜）</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.1296% (税抜0.12%) 以内*2</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.216% (税抜0.20%)</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0324% (税抜0.03%)</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2 有価証券届出書提出日現在：年率0.1296%（税抜0.12%）</p> <p>②成功報酬額 委託会社は、基本報酬額に加えて、以下を成功報酬額として受領します。 ゴールドマン・サックス社債の実績連動クーポンに対して10.8%（税抜10.0%）を乗じた額を原則として利金支払日*の2営業日前（ただし、2019年、2024年は原則として利金支払日の1営業日前）に計上し、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 *利金支払日：毎年12月3日（ただし、東京の銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当した場合は、翌営業日）</p>	支払先	内訳（税抜）	主な役務	委託会社	年率0.1296% (税抜0.12%) 以内*2	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.216% (税抜0.20%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.0324% (税抜0.03%)	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳（税抜）	主な役務										
	委託会社	年率0.1296% (税抜0.12%) 以内*2	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
	販売会社	年率0.216% (税抜0.20%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	年率0.0324% (税抜0.03%)	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	<p>組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。</p> <p>※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>												

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

委託会社その他関係法人の概要

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社 信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	株式会社りそな銀行 信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

販売会社 (お申込み、投資信託説明書 (交付目論見書) のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。)

○印は協会への加入を意味します。

2018年12月4日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第5号	○		○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第3号	○		○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第593号	○		○	
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第1号	○			
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第8号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第46号	○		○	
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第43号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第45号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第49号	○		○	
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第6号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第10号	○		○	
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第7号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第15号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長 (登金) 第3号	○		○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第579号	○		○	
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第61号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長 (登金) 第7号	○			
株式会社中京銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第17号	○			
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第16号	○		○	
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第143号	○			
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第657号	○	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第24号	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第44号	○		○	○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第2938号	○			
静銀ティーム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第10号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長 (金商) 第1号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第108号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長 (金商) 第36号	○			
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第128号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第181号	○	○		
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長 (金商) 第8号	○			

(原則、金融機関コード順)

●その他にもお取扱を行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先
アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.am-one.co.jp/>

ご注意事項等

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- お申込みの際には、販売会社からお渡しする投資信託説明書 (交付目論見書) の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券 (外貨建資産には為替リスクもあります) に投資しますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみならず投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみならずに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
 - 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2018-11 (以下「当ファンド」) は、アセットマネジメントOne株式会社 (以下「アセットマネジメントOne」) が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC. (以下「使用許諾者」) の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社 (以下「ゴールドマン・サックス」と総称) との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。参照戦略計算代理人 (Solactive社) または参照戦略スポンサー (ゴールドマン・サックス・インターナショナル) およびそれらの関連会社は、国際分散投資戦略指数に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害 (逸失利益を含みます。) について、契約、不法行為その他のいづれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。